

日本原電の経理等について事前質問

1. 日本原電が、原発の廃炉解体費用の引当金のほとんどを取り崩し、敦賀原発3・4号機の建設費に流用したと報道された件について
 - (1) 事実関係を明らかにされたい。どれくらいの額が、何に流用されたのか。
 - (2) 原電の行ったことは、引当金の目的外取り崩しを禁じた原子力発電施設解体引当金に関する省令第4条に反するのではないか
 - (3) 報道によると、経済産業省は、一時的な目的外の取り崩しは問題ないとの見解を示しているということだがどういうことか。一時的というのはどういう意味か。
 - (4) 日本原電が所有する原発の廃炉費用の見通しと調達予定はどうなっているのか、炉ごとに明らかにされたい。既に廃炉作業を行っている東海原発及び廃炉が決まっている敦賀原発1号機について、引当ての取り崩しはどうなっているのか。引当ての不足分はどうするのか。廃炉費用が予定を上回った場合どうするのか。
 - (5) 日本原電は、敦賀原発3・4号機の建設を前提としているが、経済産業省は承認したのか。

追加

- (6) 日本原電の有価証券報告書（平成29年6月30日提出）の建設仮勘定に165,314百万円とあるのは、敦賀原発3・4号機の建設を指しているのか。この額は固定資産を上回り、その多くを短期借入金でファイナンスしているが、健全な経営状況とはいえないのではないか。

2. 日本原電の東海第二原発の安全対策費の調達に際して、原電が債務保証を受けることとし、保証人に東京電力の名前が挙がっている件について

- (1) 東京電力は実質的に国有化されているが、保証人の協議、判断に経済産業省は関与するのか。実質的に国有化されている状況で保証人になるべきではないと考えるがいかがか。
- (2) 保証人の判断において、敦賀原発2号機は廃炉を前提とするのか、それとも再稼働を前提とするのか。敦賀原発3・4号機については建設を前提とするのか否か。

追加

- (3) 日本原電による返済ができずに、保証人である東京電力に返済が迫られた場合、東京電力だけで返済は可能なのか。「国民負担」が生じるようなことはないのか。根拠も示されたい。
- (4) 発電をしない原電に対し、東京電力などが基本料金を払い続け、原電が利益を上げているのは異常ではないか。東京電力が日本原電との売電契約を継続する理由は何か。契約を打ち切るべきではないか。
- (5) 東海第二原発の原子炉設置変更許可申請の審査における経理的基礎の審査について、経済産業省はどのような審査を行うのか。